

## 兵庫県透析研究会規約

### 第1条（名 称）

本会は兵庫県透析研究会と称す。

### 第2条（所在地）

本会は西宮市武庫川町1ノ1（〒663-8501）

兵庫医科大学病院 腎・透析内科 内におく。

### 第3条（目 的）

本会は人工透析及び関連諸分野の研究と資料情報の交換を行い、兵庫県における人工透析の普及と成績の向上を期し、併せて透析患者の福祉向上を図る目的とする。

### 第4条（事 業）

本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- 1.学術集会、研究会の開催
- 2.研修会、講演会の開催
- 3.会報の発行、会員相互の連絡と親睦
- 4.その他目的を達成するために必要な事業

### 第5条（会 員）

本会の正会員は本会の目的に賛同し、兵庫県における透析施設で透析事業に従事する医師とする。

本会の施設会員は、本会の目的に賛同し、兵庫における透析施設で透析事業に従事するものが、施設単位で入会するものとする。

本会の賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の運営に賛助出来るものとする。

本会の功労会員は、本会の幹事を退任したもので、かつ幹事会の推薦、総会の承認が得られたものとする。功労会員は本会の当日参加費を免除する。

### 第6条（役 員）

本会は次の役員をおく。

- 1.会長（1名）幹事会の推薦及び総会の承認により定め、本会を代表し総括する。
- 2.幹事（若干名）会長が委嘱し、幹事会を構成して本会の運営方針を決定し、会務を執行する。尚、代表幹事（2名）は会長を補佐する。
- 3.監事（2名）会長が委嘱し、会計・業務執行を監査する。
- 4.顧問（若干名）本会の名誉会長を退任したものおよび会長が推薦したもので、かつ幹事会・総会の承認が得られたものとし、会長を補佐する。
- 5.名誉会長 本会の会長を退任したもので、かつ幹事会の推薦、総会の承認が得られたものとし、会長を補佐する。

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

顧問および名誉会長は本会の当日参加費を免除する。

### 第7条（総 会）

総会は幹事会で審議された下記事項を提出し決議する。

- 1.事業報告及び会計報告
- 2.事業計画及び予算案
- 3.その他幹事会の必要と認められた事項

## 第8条（会 計）

本会の経費は会費、寄付金、その他をもってあてる。

本会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。

本会の会費は年額 施設会員 10,000円（請求先は所属施設宛とする）  
賛助会員 30,000円

なお、5年間会費が未納の場合は事務局より継続・退会の意思確認を行う。

本会の当日参加費は1000円とする。

## 第9条（変 更）

本会の変更の際には、幹事会に諮り、総会の際に会員の承認を求めるものとする。

## 第10条（会の設立年月日）

本会の設立年月日は、昭和56年8月23日とする。

附 則 本規約は、昭和56年8月23日より施行する。

規約追加 第6条 4.名誉会長の項は平成8年10月27日より施行する。

規約追加 第5条 功労会員選出・参加費免除の項、第6条 顧問・名誉会長の選出と参加費免除の項、第8条当日参加費の件は、平成17年10月23日より施行する。

会の役員は以下の会員とする

会長	兵庫医科大学病院	腎・透析内科	倉賀野 隆裕
事務局	兵庫医科大学病院	腎・透析内科	名波 正義
監事	兵庫県立尼崎総合医療センター		竹岡 浩也
	城内六島クリニック		山本 茂生